

令和6年度 小地域福祉活動助成事業 申請者募集要項

1. 助成の目的

第4次志摩市地域福祉活動計画を推進するとともに、小地域における住民主体の福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となった地域福祉課題の解決を目的とした事業に対し、本会会費を財源として助成金を交付します。

2. 助成の対象となる団体

- (1) 志摩市に登録されている自治会
- (2) 自治会が設置・推薦する団体

3. 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は、自治会が自治活動を行う地域において、次のいずれかを目的に実施される地域住民が主体となった地域福祉課題の解決に向けた事業とします。

- (1) 高齢者福祉の増進
- (2) 障がい者福祉の増進
- (3) 児童・子育て世帯への福祉の増進
- (4) 生活困窮者支援の推進
- (5) 健康・保健の増進
- (6) 防災減災・災害救助活動の推進
- (7) ボランティアの普及・ネットワーク形成及び醸成の促進
- (8) その他、志摩市地域福祉活動計画を推進するための事業

4. 対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は助成の対象外とします。

- (1) 国籍、宗教、政党、組合等の関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格が明らかでない事業
- (2) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (3) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (4) 助成金以外の収入、又は繰越金を含むほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (5) 助成事業による効果が期待できない事業

5. 助成金の額

交付する助成金には上限額を定めています。助成金の上限額は、令和5年度の一般会費の納入実績を基に予算の範囲内において算出しています。詳細は、別表1「令和6年度助成上限額一覧」をご覧ください。

なお、算出額が令和5年度福祉委員会活動助成金上限額を下回る場合、経過措置を適用し、令和5年度福祉委員会活動助成金の上限額を本事業の助成上限額とします。

※算定式および経過措置の詳細は小地域福祉活動助成金交付要綱をご覧ください。

6. 申請の条件

事業を実施する地域において、ふくし座談会を年1回以上開催してください。

【ふくし座談会とは】

住民組織をはじめとする地域づくりの担い手と行政や本会地域支援コーディネーターが、地域が抱える課題や地域の将来像について話し合い、それぞれが感じている“想い”を共有し、そこから地域づくり活動が展開されることを目指す協議体を指します。

7. 事業の対象期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

8. 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）

9. 応募方法

本会所定の申請書類（本会ホームページよりダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ、募集期間内に提出してください。

なお、受付時間は、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

10. 助成金の交付

本会所定の請求書の提出に基づき、請求書提出月末日もしくは次月末日に助成金を交付します。

11. 事業報告

助成を受けた申請者は、当該事業の完了後2ヶ月以内又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに、本会所定の報告様式により事業実績報告書の提出をお願いします。

12. 留意事項

志摩市社会福祉協議会 小地域福祉活動助成金交付要綱も併せてご覧ください。

13. 問い合わせ

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会 地域支援課 地域支援係

〒517-0501 志摩市阿児町鶯方3098-1

電話：0599-55-3885 FAX：0599-44-1103

メール：chiiki@shima-fukushikyo.or.jp

以上

別表1 「令和6年度助成上限額 一覧」

一般会費納入実績の基準日	令和6年2月末日	
令和5年度一般会費の総額	4,550,247	a
一般会費総額の40%	1,820,099	b=a×40%

No.	町名	対象地域	令和5年度 一般会費 納入額	会費納入 比率	納入実績割	eが2万円未 満の場合	助成上限額
			c	d=c÷a	e=b×d	f	g=eの百の位を切り上げ
1	浜島町	浜島	430,500	9.46%	172,181	-	173,000
2		南張	54,000	1.18%	21,477	-	22,000
3		桧山路	21,000	0.47%	8,554	20,000	20,000
4		塩屋	12,500	0.28%	5,096	20,000	20,000
5		迫子	41,500	0.91%	16,563	20,000	20,000
6		大崎	14,000	0.31%	5,642	20,000	20,000
7	大王町	波切	345,650	7.59%	138,145	-	139,000
8		船越	155,200	3.41%	62,065	-	63,000
9		名田	28,506	0.63%	11,467	20,000	20,000
10		畔名	42,500	0.93%	16,927	20,000	20,000
11	志摩町	片田	245,800	5.40%	98,285	-	99,000
12		布施田	162,995	3.58%	65,160	-	66,000
13		和具	363,786	7.99%	145,426	-	146,000
14		間崎	9,500	0.21%	3,822	20,000	20,000
15		越賀	142,000	3.12%	56,787	-	57,000
16		御座	53,800	1.18%	21,477	-	22,000
17	阿児町	鶉方	558,300	12.27%	223,326	-	224,000
18		神明	283,400	6.22%	113,210	-	114,000
19		立神	119,400	2.62%	47,687	-	48,000
20		志島	77,555	1.70%	30,942	-	31,000
21		甲賀	184,350	4.05%	73,714	-	74,000
22		国府	22,600	0.50%	9,100	20,000	20,000
23		安乗	127,005	2.79%	50,781	-	51,000
24	磯部町	五知	20,000	0.45%	8,190	20,000	20,000
25		沓掛	15,500	0.35%	6,370	20,000	20,000
26		山田	48,000	1.05%	19,111	20,000	20,000
27		上之郷	41,400	0.91%	16,563	20,000	20,000
28		上之郷住宅	0	0.00%	0	20,000	20,000
29		下之郷	89,500	1.96%	35,674	-	36,000
30		飯浜	26,000	0.58%	10,557	20,000	20,000
31		恵利原	91,000	2.00%	36,402	-	37,000
32		恵ヶ丘	15,000	0.34%	6,188	20,000	20,000
33		川辺	45,500	1.00%	18,201	20,000	20,000
34		迫間一	61,000	1.34%	24,389	-	25,000
35		梶坊	7,000	0.16%	2,912	20,000	20,000
36		梶坊田舎暮らしの郷	500	0.02%	364	20,000	20,000
37		雇用促進	3,000	0.07%	1,274	20,000	20,000
38		迫間	100,000	2.19%	39,860	-	40,000
39		築地	50,500	1.11%	20,203	-	21,000
40		銀河の里	24,500	0.54%	9,829	20,000	20,000
41		山原	28,000	0.62%	11,285	20,000	20,000
42		夏草	23,000	0.51%	9,283	20,000	20,000
43		栗木広	20,000	0.45%	8,190	20,000	20,000
44		堀切	3,000	0.07%	1,274	20,000	20,000
45		桧山	9,500	0.21%	3,822	20,000	20,000
46		穴川	170,000	3.73%	67,890	-	68,000
47		坂崎	50,000	1.09%	19,839	20,000	20,000
48		三ヶ所	30,000	0.66%	12,013	20,000	20,000
49		渡鹿野	25,500	0.57%	10,375	20,000	20,000
50		的矢	55,500	1.22%	22,205	-	23,000
	合計		343,500	7.55%	1,820,099		2,139,000

経過措置（赤字記載箇所に経過措置を適用）		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
附則4を参照	附則4を参照	gを適用
h	i=h-{(h-g)÷2}	j
173,000	173,000	173,000
47,000	35,000	22,000
65,000	43,000	20,000
65,000	43,000	20,000
65,000	43,000	20,000
27,000	24,000	20,000
139,000	139,000	139,000
100,000	82,000	63,000
21,000	21,000	20,000
45,000	33,000	20,000
100,000	100,000	99,000
100,000	83,000	66,000
146,000	146,000	146,000
27,000	24,000	20,000
90,000	74,000	57,000
47,000	35,000	22,000
224,000	224,000	224,000
114,000	114,000	114,000
84,000	66,000	48,000
65,000	48,000	31,000
100,000	87,000	74,000
32,000	26,000	20,000
83,000	67,000	51,000
31,000	26,000	20,000
28,000	24,000	20,000
70,000	45,000	20,000
42,000	31,000	20,000
20,000	20,000	20,000
70,000	53,000	36,000
32,000	26,000	20,000
70,000	54,000	37,000
28,000	24,000	20,000
43,000	32,000	20,000
51,000	38,000	25,000
24,000	22,000	20,000
21,000	21,000	20,000
21,000	21,000	20,000
70,000	55,000	40,000
48,000	35,000	21,000
32,000	26,000	20,000
35,000	28,000	20,000
32,000	26,000	20,000
30,000	25,000	20,000
22,000	21,000	20,000
25,000	23,000	20,000
100,000	84,000	68,000
45,000	33,000	20,000
40,000	30,000	20,000
35,000	28,000	20,000
50,000	37,000	23,000
3,074,000	2,618,000	2,139,000

※納入実績割(e)が2万円未満である場合の助成上限額は2万円とし、その差額は特別会費を財源として充当します。

※経過措置(i)の助成上限額は令和6年2月末日時点の算定であり、上記助成上限額を保障するものではありません。